

全建労発第 10 号
平成 25 年 4 月 26 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅沼 健一
(公印省略)

公共事業の適切な執行に関する緊急決議について

日頃より本会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本会では、かねてより建設技能労働者の公共工事設計労務単価の改善等について国に要望を行うとともに、適正な賃金の支払いについての取り組みを行ってきたところであります。

先般、国土交通省は、平成 25 年度の公共工事設計労務単価を決定し、公表するとともに 3 月 29 日付けで「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を発出しましたが、さらに、4 月 18 日には、国土交通大臣と建設業四団体（全建、日建連、全中建、建専連）の幹部との会談の場において、改めて、公共事業及び復旧・復興事業の迅速かつ円滑な執行並びに技能労働者の適切な賃金水準の確保についての要請を行いました。

本会では、これまでの国に対する要望及び今回の国土交通大臣からの要請等を踏まえ、本日、理事会において「公共事業の適切な執行に関する緊急決議」を行ったところであります。

各都道府県建設業協会におかれては、傘下の会員企業に対し本決議について周知・徹底方お取り計らいいただきますようよろしくお願い致します。